

静岡県は、「パートナーシップ構築宣言」を促進します！

産官労の3者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、

「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます。



共同宣言式の様子（令和5年6月7日）

【参画機関】

- ・静岡県
- ・関東経済産業局
- ・静岡財務事務所
- ・静岡労働局
- ・(一社)静岡県商工会議所連合会
- ・静岡県商工会連合会
- ・静岡県中小企業団体中央会
- ・(一社)静岡県経営者協会
- ・静岡経済同友会（静岡協議会、浜松協議会、東部協議会）
- ・静岡県中小企業家同友会
- ・日本労働組合総連合会静岡県連合会

パートナーシップ構築宣言に取り組む企業への優遇措置の実施や、企業の価格交渉を支援するための各種事業に取り組みます。

<優遇措置・メリット等>

○県補助金の加点措置等の実施

- ・小規模企業経営力向上事業費補助金
- ・経営革新計画促進事業費補助金
- ・官公需における公契約条例に基づく優先発注

○取引適正化に関連する講習会等を開催

○適正取引・価格転嫁などに関する窓口の設置

- ・静岡県産業振興財団下請振興事業（054-273-4433）

○静岡県「パートナーシップ構築宣言」ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1054361.html>

○静岡県 経済産業部 政策管理局 産業政策課

TEL：054-221-2605



取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- (公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト
(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL : <https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。

公益財団法人
全国中小企業振興機関協会



パートナーシップ構築宣言の普及・促進 を通じた地域経済の活性化について

令和5年6月7日 静岡県



パートナーシップ構築宣言の普及・促進と 実効性向上に向けた共同宣言

1 目的

- 経済、労働、行政のメンバーがパートナーシップ構築宣言の普及・促進に関する共同宣言を
発出し、連携して取り組むとともに、それぞれの役割に応じて社会実装を推進する。
- パートナーシップ構築宣言の取組を通じ、適切な価格転嫁の気運を醸成し、適正な取引を促
進するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄や県内企業の稼ぐ力の向上、賃上げを
含む人への投資につなげ、成長と分配の好循環による地域経済の活性化を目指す

2 参画機関

行政機関	関東経済産業局、静岡財務事務所、静岡労働局、静岡県
経済団体	一般社団法人静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、 一般社団法人静岡県経営者協会、静岡経済同友会（静岡協議会、浜松協議会、東部協議会）、 静岡県中小企業家同友会
労働団体	日本労働組合総連合静岡県連合会

計13機関

共同宣言に基づく具体的な取組

1 パートナーシップ構築宣言の普及・促進

- 県内企業への周知を通じた認知度の向上、未登録企業に対する登録の呼びかけ（全員）
- 宣言企業に対し、補助金審査や入札制度等での優遇措置等インセンティブを付与（国、県）
 - ・事業再構築補助金の加点措置など（国）
 - ・中小企業等新事業展開促進事業費補助金の加点措置など（県）

2 適正取引・価格転嫁の状況に関する情報収集と発信

- 県内企業への調査等を通じた情報収集（県、団体）
- 調査結果の共有と発信（県）

3 適正取引・価格転嫁に関する支援情報等の周知

- 適正取引・価格転嫁に関する支援策、各種情報（先進的な取組や好事例等）の共有（国、県）
- 講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知（国、県）
- 企業からの取引・価格転嫁に関する相談対応（国、県、団体）

共同宣言に基づく静岡県の具体的な取組

区分		取組内容
普及 ・促進	認知度の向上、 登録呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○県HP、県関連メルマガ等での発信 <ul style="list-style-type: none"> ・特設ページを開設し、認知度向上と登録を呼びかけ (URL https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041026/1025441.html)
		<ul style="list-style-type: none"> ○チラシの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント、企業訪問時等に配布し、周知
	インセンティブの 付与	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金、官公需発注における優遇（加点） <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等新事業展開促進事業費補助金（5月9日～30日募集） ・官公需における公契約条例に基づく社会的取組の一つとして追加
情報収集 と発信	県内企業への調査 等	<ul style="list-style-type: none"> ○県内企業向けに発注企業現況調査を実施（10月以降） ○調査結果等を参画機関と共有、県HPで発信
支援情報 の周知	支援策等の情報共 有、周知	<ul style="list-style-type: none"> ○支援策等の情報を定期的に収集し、発信 <ul style="list-style-type: none"> ・国等の情報も含め情報を整理し、県HPなどで発信するとともに参画団体に共有
	講習会、セミナー 等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○取引適正化に関連する講習会等を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・取引適正化講習会(9月:静岡市、オンライン併用)
	相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○適正取引・価格転嫁などに関する窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県産業振興財団下請振興事業(相談窓口、法律相談) (取引支援チーム 054-273-4433)